

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成30年 第 2 号
受付日	平成30年 4月 17日
送付日	平成30年 4月 17日
答弁受理日	平成30年 5月 11日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	加藤 清助
所管部局	総務部

【件名及び質問の要旨】

「大型共同作業所の再稼働はいつになるのか」

文書質問

四日市市大型共同作業所の再稼働はいつになるのか

2018年4月17日

市議会議員 加藤 清助

平成26年3月末、大型共同作業所利用事業者・ハーバーデリカテッセン(株)の撤退に伴う誘致についての取り組み経緯をふりかえってみる。

大型共同作業所(寺方町地内)は、昭和58年3月に竣工し、同年8月から平成5年3月三重信州ハム、平成5年5月から平成15年3月伊藤ハムに使用許可、子会社であるハーバーデリカテッセンが操業、平成15年4月から平成26年3月ハーバーデリカテッセンに使用許可をおこない、同作業所において食肉製品の製造が行われてきました。

当該作業所は、四日市市大型共同作業所条例に基づくもので、その設置目的は「歴史的理由により生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域住民の就労の場を確保するとともに、生活の安定に寄与すること」とされている。

しかしながら、平成23年5月にハーバーデリカテッセン(株)より経営不振を理由とし、平成23年度末をもって事業終了撤退の申し出があった。市として、事業継続を要望し交渉を重ね、2年間の延長継続が行われたが、平成26年3月31日をもって事業終了、撤退となった経緯がある。

今回の文書質問において、上記経過後の状況及び行政情報開示請求による公文書をもとに、当該施設の設置目的を実現するために、この間、市がいかなる対応を行ってきたのかを検証し、改めて今後の本市の対応方針を問うとともに、とりわけ平成29年度における対応の「不作為」を問うものである。

経緯の内容を時系列で検証してみると、

平成25年6月議会 総務常任委員会協議会において、当該施設の今後の対応が報告されている。

報告内容は、①食肉加工業 ②食材加工・調理業
③その他の業種（最終的には公募方式も検討する）の優先順位で取り組む

平成25年12月、議会への報告においては、

親会社の伊藤ハムから食肉関連企業に対して当該作業所の利用について働きかけが行われたが誘致は実現しなかった。

県内同業他社への交渉として、

モクモクー平成25年9月9日

松阪ハムー平成25年9月18日

J A全農みえー平成25年10月31日

に交渉の結果いずれも誘致を断念したとの内容であった。

平成25年6月及び平成26年2月議会総務常任委員会協議会において、状況及び今後の考え方を説明している。

その内容は、当該施設が市街化調整区域に立地し、食肉加工作業場を用途として開発許可を取得しているため、他業種への用途変更が容易でないことから、東海地方の同業他社を視野に交渉を継続する。誘致に至らない場合は、平成26年4月からいったん施設を一時休止し、市において適切に管理していく。公募も含め活用方法を検討していく、との内容であった。

また、基本方針「誘致活動と並行し、陳情書の事項も踏まえ、公募を視野に入れ、開発許可の用途変更について引き続き検討していく」とある。

平成26年1月20日 株式会社サンショクとの交渉

平成26年6月24日 ***会社との交渉（**は非開示）

平成26年8月21日 当該施設の利用再開を求める陳情が議長及び市長に提出された。

陳情項目には「四日市市大型作業所の利用再開に向けて、早急に事業者の誘致と就労の場の確保を要請いたします」とある。

平成26年8月28日 人権同和課と開発審査課との打ち合わせ

平成26年10月における「副市長引き継ぎ書」においても、当該施設につい

での経緯が記され、議会对応の経緯、内容とともに前述の「基本方針」が記されていることから、副市長に引き継がれた案件であると言える。

その後、

平成26年12月10日 明治ケンコーハムとの交渉

平成27年 1月 9日株式会社フードリエとの交渉

平成27年11月から平成28年2月にかけて、県内外の事業者4者との交渉

平成28年3月29日 明宝ハムとの交渉

平成28年4月15日 「2016食肉産業展」東京都で参加企業ブースで4者と交渉した。

そして、

直近の平成30年3月の人権同和課への聞き取りでは、「今後、事例研究としてチョウザメ、ジビエなどTEL調査を行っている」とのことであった。

しかしながら、平成30年4月に至るも、当該作業所の利用再開、再稼働は全く見えていない、前述の議会への報告以降、当該条例、施設の設置目的の実現、その責務を果たしているとはいいがたい。

同時に、地元への説明に関しては、

平成27年6月24日

平成28年3月 2日

平成28年6月29日

人権プラザ神前運営委員会にて、状況報告が行われている。

一方、市の課内検討資料には、

平成29年3月13日付け文書において、

「大型共同作業所 用途変更について」があり、

用途変更の基準に適合し、許可があれば変更可能、とある。

*用途変更に関しては、平成20年の厚労省通知により、社会情勢の変化を踏まえて、既存施設の有効活用の面から規制緩和が図られた。その内容について精査し、適化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）に関しては、本施設の用途変更は可能であると判断される。

また、当該施設に関して、平成27年度において「大型共同作業所汚水処理施設汚泥引き抜き業務委託」（人権活動拠点整備事業）が実施されている。

予算額 2790万円 決算額 1718万円

事業内容は、「平成26年3月をもって事業者が撤退し、同年4月以降は市が維持管理を行ってきた。しかしながら同作業所内の汚水処理施設を維持するために、年間約500万円の水光熱費、保守委託が必要であることに加え、活性汚泥が長期間維持できないため汚泥の引き抜き・処分を実施した。

つまり、本事業予算の執行目的は、当該施設の「休止」状態から「再稼働」を前提に執行されたものである。

以上を踏まえ、以下質問するものです。

- ① 当該、大型作業所の再稼働はいつのなるのか？その見通しは？
- ② 設置目的を実現するための本市の今年度の方針、対応策はどんな内容か？
- ③ 平成26年3月の事業者撤退後の誘致交渉について、平成29年度は何をしたのか、その内容が見えない。不作為はないか？見解を求める。
- ④ 平成27年度に実施した、汚泥引き抜き業務委託事業において産業廃棄物「汚泥」のマニフェストを見ると、最終処分地が北九州市とあり、平成27年12月18日、対象汚泥278トンを最終処分地・北九州市まで運搬・処分している。
なぜ、北九州市まで運搬する必要があったのか？
遠隔地まで運搬処分することが適切であったのか？

以上